

研究者によるケアを、誰がいかに支えるか —研究者のための社会学—

木下 衆

大阪市立大学都市文化研究センター

Email: shukinoshita.soc@gmail.com

Managing Family Caring : Doing Sociology for Sociologists

Shu KINOSHITA

Osaka City University Urban-Culture Research Center

Key Words: Caring, Work-Life Balance, Sociological Association

1 はじめに——対人支援を受ける側としての社会学者

1.1 二次的依存状態の私

学術論文としてはイレギュラーだが、まずは執筆者である私自身の簡単な自己紹介から始めよう。それが、なぜ私が研究者によるケアを考えることになったかの、一つの説明になるからだ。

2015年から2018年にかけて、私は立て続けに転機を迎えた。家族に関する面では、2015年に長男が誕生した。そのため私は、2016年4月から保育所の利用を始めることになる¹⁾。そして仕事の面では、2017年3月末で日本学術振興会特別研究員（PD）としての任期切れを迎える。しかしそのタイミングで、私はいわゆる常勤職を得られなかった。そこで、研究の拠点として大阪市立大学都市文化研究センターに研究員として所属し（ただし雇用関係にはない）、いくつかの大学で非常勤講師を務めることで、何とか食いつなぐことになる。これは、業界としてはありがちなパターンだろうが、一般的な意味での所属や就労状況としては、非常に分かりにくい。

こうした所属や就労状況になるのは、私にとって2013年度に続いて二度目である。当時も、所属していた大学院博士後期課程を指導認定退学し、いわばメインの所属が曖

味な状態で、非常勤講師をいくつか務めていたからだ。しかし当時の私と今回とは、決定的に違う点がある。

2013年度、まだ子どもがいないときは、夫婦の働き方について、お互いの同意さえあれば問題はなかった。妻の稼得能力を絶対に下げないように私が家事を主に担う一方で、私の研究計画が十分に進むように妻が週末に私の時間を作ってくれるなど、お互いの関係の中で交渉をして合意が形成されれば、それで良かった。周囲から見ての働き方の分かりにくさなどは、特に問題とはならなかった。

ところが今回は、保育所を利用するために、私たち夫婦の就労状況を市区町村の基準で認定してもらう必要がある。ここで、私の所属や就労状況の分かりにくさが問題となった。例を出そう。いわゆる正規で雇用されている私の妻の場合、市区町村へ提出する就労証明書類は、窓口でもともと用意されていた書式一枚程度で済んだ。ところが私の場合、所属する都市文化研究センターと受入教員である進藤雄三教授にそれぞれ書類（参考資料）の作成を依頼し、また非常勤講師として勤務する全ての大学にも書類発行を依頼することになった。私自身も、市区町村の担当者に相談しながら様々な書類を作成した。その枚数は全部で30枚程度となり、それを揃えて何とか利用認定を更新できた²⁾。

そして、もしここで保育所の利用を継続できなかった場合、私の生活は破綻してしまう。保育サービスという対人支援が受けられなければ、私は研究を続けることも、収入源である非常勤勤務も続けることができなくなってしまう。そうなれば、研究者としての将来設計はおろか、奨学金返済、国民年金保険料の納付や住民税の支払いさえ難しくなくなってしまう。だからこそ私は、自分の就労状況はフルタイム勤務に相当すると市区町村に認定してもらうべく、必死であった³⁾。

マーサ・ファインマンは、育児や介護といったケアを担った人びとが、そのために生活が不安定化し、他からの支援に頼らざるをえなくなる状態を「二次的依存」と呼んだ（Fineman 1995=2003: 23）。私も、育児というケアを担うようになったが故に、この二次的依存状態になったといえるだろう⁴⁾。

保育所の利用を継続することは、新年度の研究や教育のスタートラインに立つことに過ぎない。しかしそこに立つためにも、多くの時間と手間がかかる。私の研究者としての働き方を証明することが、社会的にいかに難しいのか。そして私の立場が、さらには妻や息子の暮らしがいかに脆弱か。こうして痛感することになった。それは、自分の二次的依存状態を自覚することでもあった。

1.2 対人支援を受ける側への注目

そんな私は、今回の特集「社会学を基盤とした（ソーシャルワーク系）新専門職の可能性」のきっかけとなった江原由美子（2016）の論考を、いわゆる若手研究者支援の新たな展開を模索するものとして読んだ⁵⁾。社会学を学んだ「卒業生」の中には、対人支援を提供する専門職となる人びとがいる。彼らの地位を向上させるために新たな資格を構築できないかというのが、江原のアイデアであった。この是非については、今回の特集でも様々な議論が交わされてきた。しかし私は、ここで少し視点を変えてみたい。

私が今回問いたいのは、社会学を専門とする「研究者」が、対人支援を受ける場合、どんな困難が生じているのか、ということだ。これはいわば、江原論文の問題設定と対をなす⁶⁾。冒頭、私自身のケースを紹介したが、これは決して珍しい経験ではない。例えば、私の周囲にいる研究者たちを見渡すだけでも、多くの人がケアを担うことでさまざまな困難を抱えている。彼らもまた、そのために対人支援が必要となり、支援がなければ生きていけない状態に陥った。では、彼らはその状況にどう対応したのか。そもそも、彼らは何に困った（あるいは、今現に困っている）のか。

江原（2016）は臨床社会学を例に、社会学は「具体的な生活援助や相談援助の場で役に立つべき専門知識である」と、強く主張する。だとすれば社会学者は、社会学者自身の生活を、その視点から分析できるのではないか。社会学者がケアを担うときに生じる特徴的な困難や対応のあり方を社会的に分析し、さらに何らかの提案ができるのではないか。

本稿はこうした視点に立ち、社会学者のための、ひいてはより幅広く、研究者のための社会学を目指す。

2 調査協力者のプロフィール

今回は、次ページの表1に整理した4組6人の経験を取り上げる。育児中のAB夫妻とCD夫妻、そして介護中のEとFである。以降、ケアと対人支援の関係、中でも公的な制度利用（保育所、介護保険）との関連に注目し、分析を進める⁷⁾。

もちろん、育児、介護以外にも支援が必要になるケースは数多く存在する⁸⁾。今回検討する4つのケースはあくまで、論点を提供しやすい典型例として取り上げている。

調査の概要について、簡単にまとめておく。今回の調査はインタビューを中心に、2017年8月から9月にかけて実施した。調査協力者には、事前にメールなどで当時の状況を確認し、インタビューを実施した。AB夫妻、CD夫妻には、夫婦そろった状態でインタビューを行っている。いずれも、匿名化した上で学術目的に限り公表する許可

を得ている。ただし、本稿の趣旨として匿名化が難しい情報（例えば、Fが放送大学院生であること等）については、本人の許可を得て公表している。

表1 調査協力者のプロフィール

	性別	現職	ケアの相手	聞き取り対象期間	当時の身分	備考
A	男性	関西のQ大学専任教員	長女	2010-2011	日本学術振興会特別研究員(DC2)：受入はP大学	Aが関西でフィールドワークを継続しており、Aが東京と関西を往復して生活。
B	女性	東京の報道機関勤務			現職と同じ（入社6年目）	
C	男性	関西のV大学専任教員	長男	2016-2017現在	現職と同じ	CDともに東北のU大学院出身。 Dはメディア関係勤務を経て院進。 16年より関西で同居。
D	女性	関西のW大学プロジェクト教務補佐			研究員（非常勤）、教務補佐（非常勤）、非常勤講師、校正アルバイト	
E	女性	北陸のY大学専任教員	実母・実父・祖母・祖父	2009-2017現在	日本学術振興会特別研究員（DC1→PD）、現職へ	きょうだいはいない。北陸の実家と関西のX大学院の往復生活
F	女性	放送大学院生	実母	2011-2017現在	関西のZ大学聴講生	2007年より社会人聴講生。妹が一人。

3 AB夫妻の場合（育児）——「保育に欠けるもの」だと思っていたのに

まず取り上げるAB夫妻は、夫Aが研究者、妻Bが報道機関勤務というカップルだ。表1にもある通り、Aは2008年ごろから関西のP大学院に在籍してフィールドワークを続けており、一方のBは厚生労働省（厚労省）担当として東京に勤務するという、いわば別居婚状態が続いていた。2010年秋が、二人にとっての転機となった。この時期、Bの妊娠がわかり、同じタイミングでAの日本学術振興会特別研究員DC2への内定も発表されたのだ。翌2011年8月、双方の実家のある関西でBは出産する。当時、保活という言葉は現在ほど一般的ではなかったが、「厚労省担当のアンテナ」で、特にBは「危機感としては持っていた」という⁹⁾。

2011年10月、二人は東京に一時的に戻り、保活を本格化させる。もっともこの時期は、「家の近所の認可保育所を外から眺めるレベルのことと、あと、直接契約ができる都の認証保育所を2、3箇所見学する」ことが中心だったと、Bは振り返る。

ところで保育所の利用申請においては、申請者は「父母が保育できない理由・状況」

を書面にて証明する必要がある。そしてその理由や状況に応じて点数が加算され、市区町村は、その点数を基準に各家庭の優先度を判断（利用調整）する（つまり、点数の高い方が保育の必要性が高いとみなされる）。例えば、いわゆる基本点数の満点が100点の市区町村に住んでいる場合、夫婦がフルタイムで働いていると認定を受けられれば、基本点数は100点×二人分で200点とみなされる¹⁰⁾。

では、当時のABの場合、果たして何点と判定されたのか。二人は区役所に相談に行くが、そこで「ヤバイぞ」という事態に直面する。

3.1 研究は労働か①——「暇」な学生の「ご自分の意思」による活動、という扱い

このとき問題になったのは、Aの日本学術振興会特別研究員（DC2）としての「研究活動」が、「労働」として認められるかどうかだった。

B：相談に行った時点で「労働という意味での所属先がなくて、フルタイムで認められるのか」と区役所から。

A：まず一発目でそれを言われた。妻側はフルタイム、夫の方は、学振とはいえ学生ということは、「暇でしょ」と。プラス、「所属は関西の大学だから行ったり来たりでけっこう忙しいし」と言ったけど、「でも学生でしょ？　そもそもなんで関西まで行ってるんですか」という話までされてな（笑）。

B：本来私の感覚では、[Aは] 関西に住んでるし、単身赴任のプラスアルファのポイント¹¹⁾とか、それがあるだろうと、むしろ。

A：家は、楽勝だと思ってた。そういう意味では。別居してるし。

B：単身赴任だし、[夫は] 学生だし、私が働けなくなったらどうするんですか、という状況だと思ってたんだけど。

A：「保育に欠けるもの」の要件¹²⁾に、うちはバッチリハマっていくんじゃないかと想像してたんだけど、「学生ってことは時間があるんですよね」と、その予想がことごとく裏切られてしまう状態。

B：単身赴任っていうポイントに関しても、「ご自分の意思で行かれてるんですよね、企業からの命令ではないんですよね」と。

A：「まず[ポイントは] つかないだろう」と。(Interview 2017.8.24)

こうしてAの研究活動は、「労働ではないもの」として、区の担当者から一貫してカテゴライズされていくことになる¹³⁾。日本学術振興会とは雇用関係にない、つまりA

は学生で、時間はあるはずだ。そして関西でのフィールドワークも、別に誰かの命令があつてではない。つまり「保育に欠ける」ケースではなく、「暇」な学生が、命令もないのに「ご自分の意思で」関西へ行っているケースへ、分類されたのだ。

特に、当時大学院に在籍中だった A は、日本学術振興会特別研究員としての研究専念義務が考慮されなかったことに、驚いたという。

A: 少なくとも学振はもうちょっと有効に活用できると思つてた。普通の学生だったら言われても仕方がないのかも知れないけど、一応、日本学術振興会というバックがあつて、そこが 2 年間、研究専念の義務を課してる状態なんだから、そこは使えるだろうと。しかもそれで所属の大学も、審査のプロセスの中で決まってるんだから、そこに在るっていうことは正当性があると思つてたから、「何で関西に行かないといけないの、しかも何、研究って？」みたいな話をされるとは、まさかという気持ちはあつた。別々に住むことは別におかしなことではないし、制度に乗っかってそういうことになってるんだから、別居で、単身赴任で点数加算はあるんじゃないかなと、思つてた。(Interview 2017.8.24)

3.2 研究室に一筆書いてもらう、という対応策

しかし、AB としてもここであきらめては、保育所の利用ができなくなってしまう。

そこで二人は、市区町村が通常提出を求める書類ではなく、申請時に求められる情報を独自の「参考資料」で満たしていくという対応策を考える。そもそも、日本学術振興会特別研究員とはどのような制度なのか、A が関西にいないならなければならない理由、あるいは彼の 1 週間のタイムスケジュールなどは、市区町村が用意している書面では説明しきれない。しかしそれを説明できなければ、いかに彼が保育に専念できないかは、証明できないのだ。

ただし、二人が勝手に作成した書類では、正当性が疑われる。そこで二人が頼つたのが、当時 A を受け入れていた研究室だった。特別研究員 DC2 の受け入れ研究室として「一筆」を書いてもらえないか、研究室の教務補佐担当者と受け入れ教員に相談したのだ。しかしこの一筆も「ポロっと落ちてきた」、つまり AB にしてみれば目算が立っていたわけではないのに得られた書類だった。

A: 近況報告的に相談したら、先生の方から「一筆書こうかと」言ってくれた。
木下: [相談したのは] 研究室が助けてくれるだろう、という目算があつたとか、

助けてもらえれば何とかなるかも、という目算があったわけではなく？

A：全然ない。そういう意味では、〔受け入れの〕先生とか研究室に、ある種のノウハウが蓄積されていた状態なんだと思う。それにたまたま、引っかかるような話をこちらがしたから、ポロっと落ちてきただけで。（Interview 2017.8.24）

A が、当時の受け入れ研究室を「ある種のノウハウが蓄積されていた状態」と評するように、一旦参考書類の発行が決まった後の手続きは、研究室内で円滑に進んだという。例えばこのときの書類は、研究室の教務補佐担当者が、大学の正式な書類に印刷し、研究室として印鑑を押して、書式面を整えて作成されている。

しかしその書類に書く内容は研究室のスタッフではなく、AB が「手探り」で考えたものだった。二人は、こうした参考資料を提出しても良いかと、事前に区の担当者に問い合わせている。このとき担当者は、「参考資料として添付することは妨げません」とは回答はしたものの、具体的にどんな内容を書けば良いのか、その相談には乗ってくれなかった。そこで AB は、担当者からどんな情報が求められているか、「手探り」で書類を作成していくことになる¹⁴⁾。

B：先生に全部お願いして、役所が求めるものが揃うとは限らないし、そこまでの負担もお願いできないから、ある程度〔何が情報として必要かを〕自分で書いて、導いた方が良いんじゃないの、と¹⁵⁾。

A：お役所的な文章に我われ二人とも慣れてたから、資料を読み解くこともできたし、このポイントはこういう意図だから、これを書こうということもできたから。

B：フルタイム労働という、役所のいう満点にいかにか近づけるか。単身赴任っていう状況にいかにか近づけるか。その二点に絞って書類を作った感じ。で、少なくともお互いフルタイムっていう状況でなかったら、確実に落ちる。

A：ただ実際作ったけど、どこまでそれが有効かっていうのをこちらが判断する材料がないから、作業量としてはホントに無限に増えていく。それがけっこう地獄だな。きりが無い。（Interview 2017.8.24）

この参考資料（一筆）にどれだけの影響力があったのかはわからないが、実はこのときの申請で AB は、結果的に認可保育所に「合格」している。しかし利用が認められたのは、第 3 希望の保育所だった。この保育所は延長保育を認めておらず、勤務が長引くことも多い B の復職は、ここでは難しいと予想された。

そこで二人はこの保育所への入園を辞退し、代わりに 20 時半まで延長保育が利用できる（都の）認証保育所と直接契約した。二人は現在も、ここを利用している。

3.3 どこに研究の拠点を確保するか

しかし、利用できる保育所が決まったとしても、それで全ての問題が解決するわけではない。次に浮上したのが、A はどこに研究の拠点を確保すべきか、という問題だった。AB の長女は、頻繁に熱を出す子だった。しかし、B は復職直後から 18 時まで勤務を求められており、長女が熱を出すと「アウト」な環境にあった。しかし、民間の病児保育サービスに投資するだけの経済的な余裕はない。ここで A は、長女に（あるいは妻である B に）何かあったときの対応という役割を担うことになる。

ここから A にとって、何かあれば東京の B と長女のもとへ移動できること、つまり緊急時にはケアを担える環境にいることが重要となった。A は実際、東京—関西を行き来することになり、時間は「ま、あっちゅうまに過ぎたね」と振り返る。彼は、長女が保育所に入った最初の年、「この一年間何もできなかったとなったら、後あとデカイダメージが来る」と思い、フィールドワークは何とか継続した。しかし、「全く業績を出せてない」という評価を、自らにはしている。

その後 2012 年、A は関西の Q 大学で専任教員の職を得る。そしてこのときもやはり、A が東京へ移動しやすい場所に生活の拠点を定めることが、重要視された。

A：まだ関西だから、就職にも GO サインが出たのよね。これが九州の果てとかだったら。

B：就職の話が出た時点で奇跡だと思ってるから、とにかく受けろとは言ってたんだけど、たまたま関西で。

A：しかも実家からいける〔通える〕範囲だから。これで例えば、一人暮らしの家賃を負担して、往復の交通費を負担してっていうのは、たぶん無理。

B：現実的ではなかったね。むしろマイナス〔収入を支出が上回る状態〕になってたかも知れないし、東京でケアを外注できるかと言ったら、そういう選択肢すらなくなっていくであろう状況になったときに、どういう形で返事をしてたかはわからない。

A：就職の話が来たら受けるべきだとは〔お互いに〕言ってたんだけど、別の地方に行ってたとしたらどういう形になってたかはわからない。自分が任期を終えたときに東京に行くとか。もっと別な選択肢を考えると。今はまだ、それが浮上

せずにいる。行ったり来たりは比較的容易にできるし、経済的にも食ってはいける。
何かあったときに外注できるだけの余裕はある。（Interview 2017.8.24）

こうして AB が経験した、研究が労働としてみなされない、あるいは、どこに研究の
拠点をどこに確保すべきか、といった問題は、次に検討する CD のケースでも、形を変
えて見られることとなる。

4 CD 夫妻の場合（育児）——「研究者としての移行期」に

CD 夫妻は、AB と同様に育児中であるが、夫婦ともに研究者である点が、先のケー
スとは異なる。表 1 の通り、CD はともに東北地方の U 大学院の出身だ。2011 年、夫
C は関西で研究員のポストを得て、その後同じく、関西の V 大学に専任職を得る。以来
しばらく、二人は別居婚状態にあった。2016 年 3 月、妻 D は博士学位取得を機に関西
へ引っ越し、C と同居を始める。生活拠点を移した D は、この年の 4 月から、半期 15
コマの非常勤を関西のある大学で担当できることにもなった。D の妊娠がわかったのは
このタイミング、2016 年の 3 月末だった。D が大学院に進学したのは、企業勤務を経
た後、29 歳だった。「だからいつでも、〔出産は〕正直良いと思ってた」と、彼女は
いう。そして 2016 年 11 月、D は初めての子を出産する。

4.1 研究は労働か②——「印税出ないのは話になりません」

CD は子どもが生まれる前、10 月頃から保育所の見学に行っていた。

ところが、二人が当時住んでいたのは、県下でも保育所の競争倍率が高いことで有名
な地区だった。例えば、気に入った園があったとしても、園長より「〔保育所の利用申
請時の基本点数が、夫婦ともに〕満点がスタートラインですね。満点ではたぶん入れな
いですね〔つまり、何らかの調整指数の加点が必要だろう〕」とコメントすらされた
という。では、二人は結局、何点と認定される状況だったのか。

ここでも問題になるのは、AB のケース同様、「研究活動」を「労働」とみなすかどう
かであった。この時点で大学の専任教員だった C は、フルタイム認定を受けられる。問
題は、博士学位を取得したばかりで、常勤職にない D だ。例えば、研究者の業績として
重視される単著執筆が、窓口で担当者からどのように扱われたかを見てみよう。

D：去年〔2016 年〕のたしか 10 月に窓口に行っていて、そのとき私、博論の出
版を予定していて、出版社との話はもうついてて、出版助成を取れたら良いか、も

う一件出版助成を取れてたかどっちかで、「とりあえずもうだいたい決まってるんですよ、だけど印税は出ないと思います」みたいな感じで言ったら、[窓口担当者から]「それ、もう、印税出ないのは話になりません」って。

C : 「収入じゃないよね」って [言われた] ¹⁶⁾。(Interview 2017.9.4)

4.2 研究者としての移行期に出産すること

さらに、出産予定日であった 2016 年の 11 月は、大学の授業期間中 (いわゆる後期) にあたる。しかし、D の非常勤講師やその他の研究員という身分には、休職という選択肢がなかった。そこで彼女は、春以降に担当していた様々な職を、辞めざるを得ない状況になった ¹⁷⁾。

こうした状況は、D が出産した後のキャリア形成についても、見通しを立ちにくくさせた。

D : たらればの話でいえば、[2016 年] 3 月末に妊娠がわかったときに 6 週だったんですよ。それで、だいたいつわりって 8 週ぐらいから始まって、12 週ぐらいまでがピークって言われてて、それが 4 月にあたって。私、初めて 15 コマの非常勤やるのが去年 [2016 年] だったんですよ。それで、そんなにつわりは酷くなかったんだけど、すごく疲れやすくて。で、たらればで言えばですね、ユニットの研究員 [当時の身分] は科研費に申し込むことができ、若手スタートアップに申し込めたんですけど、申し込んだんだけど、なんかもうちょっとできたんじゃないかと。で、結局落ちて、「あー……」と思ったりとか。あと一番は、学振 PD の締め切りが 5 月にあって、申請して、でもそれもたぶん初めての非常勤と、つわりの疲れと。

C : 「すごい眠い」って言ってたよね。ポーっとして。

D : それで結局、一昨年に出したものとほとんど同じ感じで出して。でも一昨年は一昨年で自分的にはそんなに悪い出来ではないと思ってたので、「学位ももらたし、もしかしたら狙えるかな」と思ったらやっぱり、落ちちゃって。それはたらればですけど、たぶん妊娠してなかったら、もうちょっと良い申請書が書けたのかなと思いますね。

C : 妊娠のリズムと、ライフスタイルが変わったことと、非常勤と、三重、四重で今までにないのがあったような気が、外から見ているとする。それが何かしんどそうな気がしたかな。

D：研究者としての移行期に産むことになってしまったので、それは未だにリズムが戻ってない。戻ってないというか、リズムがつかめてない。最近ようやく〔つかめた〕、ぐらいかな。(Interview 2017.9.4)

「研究者としての移行期」という状況は、先に検討したAとも共通する。しかし男性であったAに対し、女性であるDは、出産に際して大きな身体的な変化と負担も負うことになる。キャリアの不安定さと身体的不安定さが、複合的な影響を及ぼしたのだ。

4.3 ライフスタイルの変化と連動する、研究スタイルの変化

こうした状況でも何とか研究を続けるため、CDは結局、2017年の4月からCの勤務先にある学内保育所を利用することを選んだ。そしてそれは、Dはもちろん、Cの働き方や一家のライフスタイルにも変化を促した。例えば、二人が関西で同居を始め、保活開始当初に住んでいた家は、学内保育所まで電車で40分かかる距離にあった。二人はそれぞれ、長男を連れて学内保育所への電車通園を試してみたが、「エルゴ〔抱っこ紐〕通勤はうちには無理」だったと、Cは語る。

こうして一家は2017年4月末、Cの勤務する大学近くへ引っ越すことになった。

C：結論を言っちゃうと、やっぱり不透明なまま保活をするのはしんどいね。うちら〔CとD〕も今研究したいから、やっぱり不透明なことを待つよりも、できるだけ早く研究できる環境を作っちゃった方が、精神衛生上よさそうだ、という風な判断をして、結局、学内保育園に預けた。で、できるだけそこに近いところ〔に引っ越す〕。(Interview 2017.9.4)

ここで注目したいのは、こうしたライフスタイルの変化と連動し、二人の研究スタイルにも変化が生じたことだ。

D：あと2、3年は〔同居を優先〕。ホントに、私の就職が切羽詰まってきたら、考えますけど。(中略)ただ、私在外研究したいんですよ。(中略)

C：歴史系の研究をしようと思ったのはそれ〔同居を優先〕だものね。就職しちゃったらまず出張できないし、家族できたら移動できないから、だからまあ、1年に1ヶ月ぐらい、いや、1、2週間行ってバーっと資料取ってきたら1年間は仕事できるから、歴史系の仕事にしたら、ライフスタイルの変化には対応できるかなっ

て。(Interview 2017.9.4)

在外研究をしたいが、子どもの小さいうちは諦めることになるだろう、という D の判断は、ケアに伴う研究スタイルの変化として、一つの典型だろう。

しかしここではむしろ、C に生じた変化に注目したい。彼はそれまで、調査地で継続的なフィールドワークを行っていた。しかし、「1、2 週間行ってバーっと資料取ってきて 1 年間仕事する」ことを目指して、彼は研究の進め方を変える。彼の研究は継続しており、そこに何か変化があったということは、一見すると恐らくわからない。しかし、ライフスタイルの変化にあわせて、彼は意識的に、研究スタイルを変更したのだ。

この、ケアに伴う研究プランの変更という論点は、次の E にもつながる。

5 E の場合（介護）——代わりをできるのが自分しかない

AB、CD のケースでは、ケアの中でも育児に関する問題を取り上げた。

それでは、高齢者の介護を担う研究者たちは、どのような問題を抱えているのだろうか。そもそも介護保健制度の利用を申請する場合、審査されるのはあくまで、要介護者本人の介護の必要性である。つまり保育所の利用申請と違い、家族の状況が審査されるわけではない。これは、ここまでに見てきた AB、CD と、これから検討する E、F のケースとの違いとなる。

しかし、どれだけサービスを活用したとしても、家族には何らかのケアが残ってしまう。

5.1 「皆が弱っていく」時期を迎えて

北陸にある E の実家は、表 1 の通り、四重ケア状態にあった。彼女の実父は視覚障害者であり、また実母も、2009 年 9 月に末期ガンと診断され、以降は闘病生活へと入っていく。また、開業医だった祖父母も高齢となり、2011 年には認知症を発症した。

この時期、E は関西にある X 大学院に在籍中だった。研究室の近くに下宿していた彼女だが、2009 年 9 月に母がガンとの診断を受けた後には、いったん実家に戻る（その直前には学会報告もこなしたという）。しかし、この年は修士論文提出を控えていたことから、10 月には関西に戻り、論文を執筆して提出した。同じ 2009 年の秋、彼女は学振特別研究員 DC1 への内定通知を受けた。そのこともあり、2010 年 4 月には博士課程に進学するも、「一年半、どこに暮らすか悩む」状態だったという。きょうだいがない彼女にとって、「いつかは〔自分が〕介護しないと」という予期があった。そし

で2011年2月、関西の下宿先を引き払い、北陸の実家へ戻ることになった。

自身が実家に戻った次の年、2012年から2015年にかけての3年間で、Eは「皆が弱っていく」時期だったと振り返る。父は、2011年から2012年にかけて、視野狭窄と視力低下が進行した。さらに祖父母を見ると、2011年末には祖父が肺気腫で倒れ、その後は祖母が介助を担おうとし、いわゆる認認介護（認知症患者が認知症患者を介護すること）状態になってしまう。2013年8月には祖父が再び倒れ、訪問介護なども導入することになる。さらに、祖父が再度倒れた2013年8月には、母は週に一度のガン治療のたびに寝込むようになった。

5.2 代わりをできるのが自分しかない、見守らざるをえない、離れられない

ではこの「皆が弱っていく」時期、Eは介護者として何をしていたのか。

実は彼女はこの間、一度も主な介護者になった経験はない。例えば2011年頃までは、母が食事の準備や買い物をし、父が洗濯や力仕事をし、祖母が祖父の見守りをし、といった具合に、家族内で分担が機能していたという。

ところが2012年以降に起こったのは、以前は成立していた分担が機能しなくなっていく、という問題だった。かつてはそれぞれに役割を担い、分担していた人びと「皆が弱って」いったからだ。

これはEを、非常に特徴的な状況に追い込んだ。今や、誰かの代わりをできるのは、彼女しかないなくなってしまったのだ。

E: [以前は] 祖母が、祖父に貼り付くと。とりあえず時間をかけてるのは祖母だったと。で、まあ洗濯したりとか、力仕事とまではいかないけども、祖父がベッドから落ちたらそれを上げるのが父だったりとかね。で、母親は家事とかをしてたと。食事とかね。

で、例えば「祖父に一晩付き添います」ってなったときに、基本的には祖母だけど、じゃあそれ以外にできる人は誰かって言ったら、「祖母か私」なわけよね。「力仕事ができるのは誰か」って言ったら、「父か私」。「ご飯作れるのは誰か」って言ったら、「母か私」。私は、特定の仕事は特にずっと毎回やらなきゃいけないことはないけれども、「誰かができないことは私がやるしかない」という状況だったし、で、まあホントに父と母は私に極力何もさせなかったように思うけれども…… [自分が] 関西に来ちゃってるときとかは、完全に父母だけでやってたんだと思うけども、せめて家にいるときぐらいは何かやろうかな、という気分にはなるという感じ

ですかね。(Interview 2017.8.31)

つまり E は、見守りというケアを担うようになったと言えるだろう¹⁸⁾。E が見てくれているからこそ、他の家族も安心して生活ができる。なぜなら何かあったときには、E が対応してくれるはずだからだ。そして、例えば転倒のように、本当に危機的な状況が生じたときは、それを回避する行動を彼女が率先して取ることになる。

しかしこのように、代わりをできるのが E しかないということは、彼女にとって一日が常に介護の待機時間である、という状況をもたらす。この状況は、「何かあったらすぐに帰らなければならぬ」という形で、E の生活を制限していく。もちろん、学会や非常勤勤務などで家を離れることもある。しかしもしそんなときに呼び出されたら、どう対応できるか。彼女は、そうしたことを常に念頭に行動していた。

E: 私、先のことは考えても仕方ないと思いつつ、常に、その日どうするかみたいなことはきっちり考えてて、例えば、「京都にいて、何かあって帰らないといけないときに、終電の時間は何時か」というのとかですね。例えば、研究会会場が京大だったら、まずタクシーで京都に行って、本当の最終は新幹線で米原に行って乗り換える、というのが〔午後〕10時台というのが最終であるところですね。例えばそれが〔午前〕3時ぐらいにわかったときに、その時点でタクシーで家まで帰った方が良いのか、始発を待った方が良いのか、とか。そのあたりも一応考えてはいましたね。何時までだったら、タクシーで帰った方が早く家に着く。何時だったら、始発を待った方が早い、とかね。そういうのは一応考えて、何かあればどうするというのは、常に考えてましたね。

あと、もうホントにひどい話で、危篤のバージョンと亡くなったバージョンも考えてて(笑)。亡くなったらもう別に急がなくて良い、と。危篤だったら、やっぱりちょっと急ぎたいよね、とか。あと、非常勤をどの時点で休講にするか。例えば、朝京都に来て、わかったと。私、京都駅のあたりに毎回泊ってたので。京都駅でわかったらそのまま帰ろうと。非常勤先に到着した段階でわかったら、危篤だったらすぐ帰ろう、亡くなってたら授業終わってから帰ろう。そういうのとかも考えてたりしましたね。まあ、同じルーティンが何回もなので、一回考えればまた、同じことではあるんだけど、何かあったら実家にすぐ帰る、というのは。(Interview 2017.8.31)

こうして E は、ケアが必要な相手から離れられないという状況に至る。これは、これまで検討した AB と CD のケースとの共通点になる。ここで「離れられない」といったときには、「日常的にケアをしている」ということだけを指すのではない。それだけではなく、「相手に何かあったときにすぐ帰れる距離にいないといけない」ということも、非常に重要なポイントとなった。彼らは皆、ケアを担うことで仕事場所が制限された。しかしそれは、便利な都会に住みたいということではない。実際に E もこの時点で、北陸の地方都市から離れられなくなってしまったのだ。

5.3 「家でできる研究テーマ」への変更

そこで E は、研究テーマを大きく変更することを選んだ。彼女はそれまで、メディア関係をテーマに（いわゆる）質的調査を行っていた。しかし、「家でできる研究テーマ」であることを優先し、計量的な調査へと変更したのだ。

E：そこで、研究も行き詰まってるし、私は〔このまま〕実家に戻るかも知れないと考えて、「ここからは計量だ」と、私は研究テーマを変えたんです。家でできることにしよう。家でできる研究テーマが良いな、と。〔計量なら〕パソコンがあれば家でもできるではないか、と。研究室に週1で来ようと思ってたけど、どれぐらい来れるかもわからなかったし、計量に変えよう。だから2010年の4月からは、火水と来てただけど、修士時代からの指導教員と、計量が専門の先生の授業と、そのときの修士の子が出る社会調査演習の授業をもう一回取って、みたいな。計量の授業を一年間聞いて帰ろう、と。（Interview 2017.8.31）

このように、ケアを担うことで生じたライフスタイルの変化にあわせ、研究スタイルも変更するという経験は、先にみた C のケースとの共通点になる。いずれも、ケアを抱えながらでもできる調査へ、変更したのだ。

しかし E は、それでもなお研究の優先順位は下げざるを得なかったと振り返る。確かに、研究のスタイルを変えたことで、家でも研究ができるようになった。しかし家で研究をするということは、研究時間と介護時間（見守り、待機し、何かあれば対応する）の線引きが、極めて不分明な状況をもたらしてしまう。

E：あれもこれもやらなきゃ、って思ったら〔よくない〕。最低限の優先順位を決めて、で、割りと高いところに自分の精神的健康と身体的健康というのがあるので

(笑)。それで、悲しいかな家のこと、母親のことが最優先になってたのが一時期で、母親のことがあって、非常勤があって、家族のことがあって、自分の睡眠時間があったの、研究、みたいな (笑)。研究はまあ、最後にやるっていう感じになっちゃったかな。(Interview 2017.8.31)

いつ、何が起こるか分からない中で、E 自身が倒れてはいられない。だからこそ、無理はできない。実際、2013年8月には、祖父が倒れたことでEの負担が増し、昼夜逆転の暮らしになったという。彼女はその状況で、何とか一ヶ月間持ちこたえた。

しかし、そうしたケアがいつまでの続くのか、「見通しが全く立たない」ことも研究を妨げる。

E: 私は全然、論文が書けなかったんだけど、その一つの原因は、どっかで、「母親が死ぬまでに博論が書けるかな」というのが頭をよぎって以降、何か、何の締め切りに向けて書いてるのが分からなくなって、書けなくなったんです。で、最後、私、2014、5年ぐらいから色いろ研究始めたのは、あのね、課程博士の3年の期限が決まってから、そこに向けては書けたんですよね。ただ、何かよくわからない期限に向けては書けなくて、何かすごい考えると、これは「私は母親が死ぬまでに書こうと思ってるのかな」と思うと、書けなくなったんですよね。「ま、良いや」とも思ってたし。

で、後、今考えるとね、こんだけ、[母が診断後]6年もね、こんだけ長く生きた、もう限界だったと思うけど、もしかしたら母親がもっと10年とか生きるかもしれないし、2,3年で亡くなるかもしれない。全然、ホントに見通しが全く立たない状態で、自分が博論とかも書いて、後、家のことが片づけば就職できる、っていう状態になるのもちょっと怖かった。つまりは、誰かが死ぬのを待ってるんだな、っていう状態を想像するのも怖くて、っていうのもちょっとあった。

だから、まあ、私がこのころ立ててたプランは、[2011年に北陸の]実家に帰った時点で、私はどこかで博論を書くと。それは、母親や家族のことはよくわからないけど。で、祖父と祖母と、母をとりあえず見送ると。ここで、実家でね。そして、父親と二人になったら就職を探す、というのを決めていた。(Interview 2017.8.31)

しかし、これだけ深刻な状況に陥りながら、当時のEは、所属する研究室などではほとんど、実家の状況について話をしていなかったという。例えば、「母親のことは同世

代には言いづらい」という問題もある。同世代で同じような経験をしている人は少ないからだ。それでも、修士論文執筆時（2009年頃）などには、当時の指導教員二名に一度ずつ相談したという。ただし2011年、北陸の実家に戻るときには「経済的理由で」と周囲に説明していた。実家についても、当時特別研究員だった自身についても、「経済的には」特に心配はなかったにもかかわらず、だ。

研究プランの変更、居住地の変更、博論の執筆——そうした重要な決定の際、研究室はあてにされなかった。しかし、仮にEから相談されたとして、研究室単位で果たして対応できたのか。これも問題となる。

その後のEの生活について、簡単にふれておく。2015年8月、体調が悪化した母は入退院を繰り返し、同年11月に亡くなった。実はこの間に、Eは実家から通える範囲のY大学に常勤職の内定を得た。そして翌2016年4月、彼女が常勤職として勤務し始めた時期、祖母が転倒し、大腿骨を骨折した。認知症も進行したため、最終的に特別養護老人ホームへ入所が決まった。妻が入院・入所したため、祖父も入院し、同年11月には入院先で亡くなっている。結果的に四重ケア状態は無くなり、Eは現在、父親のサポートをしながら実家で暮らし、月に何度か祖母の見舞いに行く生活を送っている。

6 Fの場合（介護）——「呼び出されてすぐに戻らないといけない、という恐怖」

Eの事例で検討した（高齢者、あるいは親の）介護負担は、特に社会人院生の場合に生じやすいだろう。彼女にとって「母親のことは同世代には言いづらい」と思われたのは、同世代に介護経験者が極めて少ないことも、一つの原因だった。しかし社会人院生の場合、むしろ世代として、いつ介護の問題が降りかかるかわからない。

6.1 思いがけない励まし

最後に検討するFのケースでは、社会人聴講生から社会人院生へステップアップしようとした2016年、介護問題が先鋭化した。Fは2007年4月、関西のZ大学に社会人聴講生として「入学」した。「10年前は社会学にここまで執着するとは思ってなかった」と、彼女は振り返る。Fが特徴的なのは、Z大学に籍を置きながら、複数の大学の研究室に出入りしていたことだ。大学院進学を考え始めた彼女は、大学院のゼミはもちろん、院生プロジェクトなどにも参加するようになる。彼女の自宅が都市部にあり、1時間圏内で通える範囲に複数の大学があったことも、好条件だった。

2011年3月、Fの母が転倒し、大腿骨を骨折して入院した。その後、母はリハビリ生活となる。夫を亡くし、一人暮らしをしていた母は、2016年8月まで週5で通所介

護サービス及び訪問介護サービスを、さらに昼食にも配食サービスを利用するなど、多くのサービスを活用することになった。この段階では、公的介護保険を中心に専門的なサービスを活用することで、介護は円滑に行われていた。

ところが2016年8月、母が一日に3回転倒したことで、状況が変わる。母が不安を覚えるようになり、Fに頻繁に電話をかけるようになったのだ。多い日は、一日で20回も着信があったという。いくら専門職によるサービスを利用していても、不安の向かう先は結局、Fであった。

この時期、こうした頻繁な着信や、母が見せる強い不安から、F自身にも睡眠障害の症状が出始める。Fは、母とは徒歩5分の距離で、いわば近距離別居生活を送っていた。これだけ強く不安を向けられる中で、むしろ同居は避けることが選ばれた。

状況が改善しない2016年10月、Fは研究を止めようと思いつつ。彼女はまず、聴講生として所属するZ大研究室の教務補佐Gに挨拶へ向かった。同世代の女性でもあったGと、Fは親しく付き合っていたからだ。

しかしここでFは、思いがけない励ましをGから受ける。実は、彼女も遠距離介護中だったのだ。

F：だから結局、母がそういう状態になっちゃったときにね、もう止めようかと思ったんですよ。もう60代になるし、区切り良くというか。〔指導教員の〕先生も定年になるし。全部一回止めてみようかなと思ったんですよね。正直、10月ぐらいは止めちゃおうかの方が大きかったかもしれない。だけど、そのときGさんに相談したりして。彼女も、遠距離だけお母様のことで大変だから。そのときにね、「今まで頑張ってきたのに止めたなら何にもなくなっちゃうよ」って言って下さったのね。

だから、あの、それを冷静に考えたら、もちろん、正規の院生とかPDの方のような、キャリアを積んで何かをやっていうことではないけど、社会学を学び続けるっていうのは、私にしてみると一つの背骨なんだよね。それは、可哀想な私、しんどい私、介護してる私を、逆の視点から見れる視点でもあるし、冷静に考えられる視点でもあるし。そういう意味で、おこがましい言い方かもしれないけど、プロの研究者にはない視点だけれども、私のような者にも学ぶっていうことは必要かな、って思いなおして。

木下：〔Gに相談したのは〕今所属してる研究室だから、っていうことよりも、彼女が同じ境遇だから？

F：ううん。あのね、Gさんの境遇知らなかったんですよ。で、何をするかというね、10月にね、もし〔聴講生を〕続けるなら願書を出さないといけない。それで、「止めます」って言いに行ったの。そこから。Gさんも、いつもは私にそんなことを愚痴る人じゃないんだけど、そのときに初めて、お母様のこととかもお聞きしたかな。（Interview 2017.8.31）

6.2 「呼び出されてすぐに戻らないといけない」という制約

このGの励ましを受け、Fは大幅な方針転換をする。まず、研究は続けることとする。しかし、所属先の条件として「家にいられること」を最優先にし、放送大学へ進学したのだ。「ダラダラとゼミに出る」ことができなくなってしまった彼女にとって、「特定の場所に通って30単位とる」ことは、極めて難しくなってしまった。その点、放送大学では、出願、受講、さらには講師への質問も、全てインターネット上で可能だ。

Fは、自身が介護によって抱えた制約を、次のように説明する。

木下：〔大学院に進学する上で〕一番問題になったのは、通って、単位を取る、という移動の負担？

F：えっとね、〔母に〕呼び出されてすぐに戻らないといけない、という恐怖ですね。あの、たぶん30分以内に彼女のところに行かなければ、パニックっちゃう。おおごとになっちゃう。その当時、彼女は何回言っても、携帯電話を持たせてもダメで、結局長年使ってた番号の固定電話でしか利用しなくなっちゃって、そうするとね、その電話代が3万円超えてた。要するに、昔の知り合いとか色んなところに電話かけまくって。で、私が行かないとその、外に出て大騒ぎするようなことはないけれども、タクシーを呼んで、もう何十年も前に父が交際をしていた浮気相手が住んでたところに行ってみたりとか、電話を知り合いにかけまくってですね、たぶん着信拒否されてる人が今、3人ぐらいいるかな。そんなことがあったので、できれば〔母に〕言われたらすぐに対応して。それがいつ呼び出されるか分からなくて。やっぱりそれが私にとっては、去年〔2016年〕の10月、一番のストレスだった。（Interview 2017.8.31）

このFのケースには、見守りというケアが私たちに課す制約が、端的に表れている。Fの介護には、数多くの専門職が関わっており、彼女は主たる介護者ではない。

しかし彼女は、介護のキーパーソンとして家族を見守っている。そして要介護者の側も、何かあれば彼女を頼る。これは、Eの場合と共通する点でもある。Fにとって、研究環境は充実していたはずであった。社会学を数年に渡って学び続け、複数の教員とも信頼関係を築いていた。それでも、「[母に] 呼び出されてすぐに戻らないといけない」ことは、研究を続けられないという状況に人びとを置きうるのだ。

7 誰が、いかに支えるか

これまで4つのケースについて、その詳細を検討してきた。そこでこの節では、それぞれのケースに共通した論点を抽出し、考察したい。彼らはどんな問題を抱えていたのか。そしてそれを今後、誰が、どのように支えていくことができるのだろうか。

7.1 彼らはどんな問題を抱えていたのか——二つの論点

研究者たちがケアに関連してどんな問題を抱えていたのか、これまでの議論から二つの論点が抽出できる。

第一に、研究が労働として認められにくい、という問題だ。これは特に、AB夫妻そしてCD夫妻のケースに当てはまる。論文執筆やフィールドワークなどの「研究活動」が「労働ではないもの」とみなされることによって、保育所のような公的制度が利用できなくなることが指摘できた。

第二に、見守りというケアの課す負担だ。これは特に、EとFのケースに典型的だが、全ての事例に共通する問題でもあった。どれだけ公的サービスを利用し、あるいは家族の中に他に頼れる人がいたとしても、「何かあったときに対応できるようにしておく」という見守りまでは、カバーしきれない。今回検討したEとFのケースでは、「研究時間」と「ケア時間」が重なり合い、不分明な状態になった¹⁹⁾。

つまり、ケアを担うことは、研究をする上で不利になる。このことを、研究者支援を論じる前提として確認しておこう。本稿の議論からもわかるように、ケアを担うことで業績は出しにくくなり、しかも研究が労働とみなされるとは限らない現状がある。公的な制度が利用できないかも知れないわけだ。また、どれだけ公的な制度を利用しても、急病時の対応や主たる介護者の補助など、家族が担うケアは残ってしまう。さらに、そうした状況で適切に対応するためには、家族の状況を見守り、準備していることが必要だった。こうして、ケアが必要な相手から離れられないことは、研究プランや就職先にも制限をかけ、変更をもたらす²⁰⁾。

だからこそ、ケアを担うことが不利にならない環境を、私たちは少しでも整備すべき

なのではないか。

7.2 個人の限界と研究室の限界

さらに、これまでの議論から見えてきたのは、ケアに関する問題を乗り越えるための、個人の自助努力の限界である。子どもが生まれてからの数年間は「全く業績を出せてない」というAのように、今回の調査協力者たちは皆、ケアを担って以降は十分に成果を出せていないという自己評価をしていた。しかし注意したいのは、彼らは皆、この間も間違いなく業績を積んでいるということだ。継続的なフィールドワーク、研究成果をまとめた論文や単著の執筆あるいは常勤職としての勤務など、彼らはこの間も多くの仕事をこなしている。その意味で彼らは、個人での自助努力は十分に積んでいる。しかしそれでも、限界はある。

こうした場合、例えば研究室単位での支援も考えられる。

しかしこれまでの議論からは同時に、研究室単位での支援の限界も指摘できた。これまで見てきたケースでは、そもそも大学の研究室は、相談先として頼られていなかった。つまり、研究とケアの両立困難を「職業人の顔でやり過ごす」（上野 2011b: 89）メンバーがいたとしても、周囲は気づいていなかったのだ。また、仮に現在は対応ができたとしても、そのノウハウが蓄積されるのかという問題がある。例えばABやFの場合、ベテラン教務補佐の存在がキーパーソンとなった。しかし、その人たちが退職したとき、果たしてどうなるのか。

研究者同士での互助の必要性は、今後も無くなることはないだろう。例えば、CやEが悩んだ研究プラン変更といった問題については、市区町村の窓口や一般的な子育て支援窓口では、相談に乗りようがない。いわゆる公的な支援の拡充だけではなく、研究者同士の互助機能強化も求められているはずだ²¹⁾。

7.3 互助組織としての学会への注目

では、研究者同士での互助機能を、どのような組織を中心に強化できるだろうか。

例えば本特集の異真理子論文では、大学単位での研究者支援のあり方が詳細に分析されている。ただし、大学という組織を中心にする場合、メンバーシップが曖昧な研究者（非常勤講師や任期付の研究員など）への支援という問題が残る。

そこで本稿が最後に検討したいのは、互助組織としての学会のあり方である。個人の自助努力にも、研究室や大学単位の互助にも限界があるとすれば、学会単位での互助機能を再検討すべきではないか²²⁾。もちろん、ケアは極めて個別性が高く、同じ育児や介

護と言っても、家族関係や住んでいる地域によって、事情は大きく異なる。つまり、こうすれば良い（問題は絶対に解決する）ということは、個別のケアを巡って誰も言い切れない²³⁾。

では、学会としてとりあえず、何だったらできるのか。ここでは二つ、提案をしたい。

第一に、ケアを担うことになった人びとの経験から、「学会員のためのケース集」を作ることだ²⁴⁾。今回の調査では、そもそも自分が何に困っているのかを言語化することが非常に困難だったと、しばしば語られた。例えばCは、次のように回想する。

C：〔そもそも自分の状況の〕何が問題か、だよ。何を聞いたら良いのか。
(中略) 感覚的なものの手応えがわかるとやっぱり助かるよね。自分が大変だと思ってるのは、他の人も大変だったんだって、話聞いて共有できるだけでもまあ、少し落ち着くところがあるよね。座標軸が分からないんだよ、子育てとか、妊娠出産とか。(Interview 2017.9.4)

育児や介護、その他さまざまなケアを抱えたとき、私たちは何に困る可能性があるのか。そして、その問題にどう対応しうるのか。学会員の経験のある程度蓄積したとき、そこから将来への見通しが得られるはずだ。その見通しを得られる状態にしておくことは、重要なはずだ。

第二に、ケアを抱えて出張がしにくい学会員のために、多様な学会参加のあり方を検討していくことだ。例えば、自宅からビデオチャットでの学会報告を認めるなど、実験的な取り組みはいくつか可能なはずだ²⁵⁾。そうした取り組みへのニーズがあり、共に取り組みうる人びとを、学会内でネットワーク化することもできるかも知れない。私の周囲だけでも、今回の調査に協力し、他の人びとに自分の経験を伝えても良いという社会学者が5人もいたからこそ、今回の論文は成立している。まだまだ、取り組みの余地はあるだろう。

さらに、ケアを担う学会員の支援を積極的に打ち出すことは、学会組織にとっても大きな意味があると考えられる。(少なくとも社会学にとって) 今や、学会組織のギルド(同業組合)としての機能は低下し、それぞれの研究者が複数の学会に所属するのは当たり前となっている。それは学会組織にとって、個々の研究者の入会、大会参加、大会報告などを巡る、一種の競争状態だと言える²⁶⁾。

本稿で検討してきたように、ケアを担うことで、研究の継続に不安を覚えている研究者たちがいる。彼らを支援できた学会は、彼らをその学会に引き寄せることができる。

つまりそうした取り組みは、多様な会員を引きつけ、その活動を活性化するための、重要な仕掛けになるはずなのだ。

こうして何らかの取り組みをすることは、現在の、あるいは将来の学会員へ、重要なメッセージを送ることになるだろう。「あなたがどのようなライフコースを辿って社会学を研究しようとしたにせよ、そして今どのような環境で研究しているにせよ、決して一人ではないよ」ということ。こうした連帯は、ずっと待たれていたはずだ。

8 おわりに——社会学という「基盤」のために

今回の「社会学を基盤にした（ソーシャルワーク系）新専門職の可能性」という特集タイトルで、恐らく目をひくのは「新専門職の可能性」という言葉だろう。

しかし私が最後に注目したいのは、「社会学を基盤にした」という言葉の方だ。本稿ではこれまで、ケアを担うことで、研究者たちがいかに安心して研究できなくなっていくか、議論してきた。論文を書き、報告をしたいと思っても、それが労働とみなされないという問題。あるいは、ケアする相手から離れられないことで、研究の機会を逃してしまうという問題。こうした問題に直面し、私は、社会学という学問を存続させるための基盤が崩れている、という危機感を覚える。

今求められるのは、研究に参加したいのに、ケアを担うことで参加できていない人がいる、という前提に立った上で、彼らをいかに動員するかを考えることではないだろうか。ここでいう動員とはすなわち、ケアを担いながら、論文を書いて投稿をし、学会で報告をしてもらうことを指す。

これは、常勤と非常勤、あるいはケアを担う人とそうでない人などのグループ間でのパイの奪い合いではない。ケアを担いながら研究に参加できるようになった人びとは、論文投稿や学会報告といった形で、社会学という基盤を拡大し、鍛えなおしていく。そうやって人びとを動員するためには、彼らにどんな支援が必要か、その勘所を私たちはつかみ、多様な支援のあり方を考えなければならない。

社会学という基盤を受け継いでいくために何ができるか。そこには、多くの可能性がある。

注

- 1) 本来ならば、保育所を利用しているのは私の息子であり、保育サービスは子どもたちのためにある。しかし本稿の構成上、以降、保育サービスの必要性を語る場合でも、親たちが主語になることを許してもらいたい。

- 2) 実には、日本学術振興会特別研究員（PD）の任期中だった2016年度、保育所の利用を開始する際も、同様に多くの書類を提出している。AB夫妻の事例でも検討するように、特別研究員の場合も日本学術振興会とは雇用関係になく、その就労状況や所属は極めてわかりにくくなっている。そのため、市区町村の担当者、当時の受け入れ教員である中河伸俊教授そして関西大学の研究支援グループと打ち合わせを重ね、多くの参考書類などを作成し、提出した。
しかし、AB夫妻及びCD夫妻の事例で述べるように、市区町村の担当者がどの程度相談に応じてくれるかは差がある。
- 3) 公表されている基準を見る限り、何をもってフルタイム勤務とみなすかには、市区町村によって微妙な違いがある。月あたりや週あたりの労働時間はもちろん基準となるが、それに見合った収入があるかが考慮されることもある。
- 4) これに対しファイマンは、子ども、高齢者や障害者等がケアを必要とする状態を「必然的依存」と呼ぶ。二次的依存は、この必然的依存を満たすべく人びとがケアを担う過程で生じる。
- 5) 若手研究者支援の例として、樫田美雄が保健医療社会学会を拠点にして行っている、若手研究者の「論文投稿支援」（樫田 2017）の試みが挙げられる。樫田の場合、社会学の専門職（社会学者）を目指す若手の支援を目指しているわけだが、江原（2016）の提言は、社会学を学び、対人支援専門職に就いた若手の支援まで、我われの視野を広げるものだと理解している。
- 6) 今回は、江原の問題提起を、「社会学を学んだ卒業生が、対人支援を提供する」場合と定式化した上で、それと対にする形で「社会学を専門とする研究者が、対人支援を受ける」場合と課題設定している。本稿で扱う問題（例えば労働と社会活動の区分の不透明さなど）には、社会学者に限らず、広く研究者に当てはまる問題も含まれていると、私自身は捉えている。
- 7) 江原（2016）は「対人支援」の例として、「性暴力被害者支援」、「ハラスメント相談窓口」、「子育て支援NPO」など、「ソーシャルワーク」に分類される多様なものを挙げている。
- 8) 例えば、闘病中の配偶者のケアや、自分自身が何らかの障害や病を抱えているケースが挙げられる。
- 9) 厚労省での取材経験からだけではなく、東日本大震災で東京から避難した人が出て、入園辞退者が出たことでようやく保育所に入れた同僚の話も聞いていたという。
- 10) 就労、病や障害など、保護者が保育できない理由に応じて基本点数（基準指数）

がつけられ、それに加えて、その家庭の様ざまな状況（きょうだいの状況など）に応じて調整点数（調整指数）が加点ないし減点される。次の注 11 も参照。

- 11) 「単身赴任のプラスアルファのポイント」とは、保育所利用申請時に親のどちらかが単身赴任中の場合にされる調整点数（調整指数）の加算を指す。例えば、単身赴任先が国内の場合は 6 点、国外の場合は 8 点などと加算される。
- 12) 2015 年の児童福祉法改正に伴い、保育所は「保育に欠ける」乳児・幼児のためではなく、「保育を必要とする」乳児・幼児のための施設へと、定義が変わっている。ここでの A の表現は、改正前 2011 年当時の定義にのっとっている。
- 13) 渋谷望（2003）は、「労働」というカテゴリーと「社会活動（社会参加）」の区別が曖昧になることの問題点を指摘している。様ざまな行為が「労働」ではなく、個人が「自己実現」のために行っている「社会活動」だとみなされるようになったとき、発生するのは福祉国家の「退場」、すなわち社会保障政策の縮小だとされた。
- 14) このように、「どのように担当者から書類が読まれるか」を想定しつつ、書類を作成していくプロセスは、ハロルド・ガーフィンケル（1967）以降、特にエスノメソドロジーが注目していた、極めて社会的な論点だと捉えられる。私自身そうした観点からケース記録についての論文を共同執筆したこともあるのだが（木下・緑山 2013）、自分が申請者となって作業している間はそんなことを考える余裕はない。
- 15) 例えば二人は参考資料として、A の一週間のスケジュール表を区に提出しているが、これは B のアドバイスで A が作成したものだった。
- 16) 2017 年 3 月 25 日に開催された第 43 回日本保健医療社会学会大会連動・若手研究者支援企画において私は、「投稿戦略から研究戦略、そして生存戦略へ—あるいは、若手研究者は何を仕事とすべきか」という報告を行った。この中で私は、「研究者を知識産業と考えるなら、論文投稿（新たな知識の産出）こそ生産活動であるはずだが、しかしながら論文執筆・掲載はそれだけでは直接的な報酬がない」という状況がもたらす問題点を指摘した。齋藤（2012）によれば、『社会学評論』投稿者のうち、63.3%が大学院生、26.0%が任期付教員であり、任期のない常勤職は投稿者の 10.7%に過ぎない。つまり多くの投稿者は、生活が非常に不安定な状態で、学会の根幹である知識生産を行っていることになる。

一方で、「編集」がなく、直接的に「金銭的報酬」を得られる（という謳い文句の）WEB 媒体が拡大している。若手研究者が、論文投稿以外の形での成果発表に魅力を感じる場面は、増えていくだろう。

この状況を踏まえ、若手研究者だけではなく、ベテラン研究者も、査読の意味を

もう一度、一緒に作り上げていくプロセスに入るべきなのではないかというのが、当日の報告趣旨であった。

- 17) 当時の非常勤先からは後任の推薦を求められたが、妊娠中な上に地縁もなく、知り合いも少なかったため、研究員を務めていた W 大学の教務補佐担当者に相談し、後任を見つけたという。

- 18) 末永弘 (2012) は、『見守り』という介護の重要性を指摘する。彼は、「見守り」には (着替えなどの必要が生じたときのための) 「待機時間」、「危険回避」、「コミュニケーション」という 3 つの意味があると整理する。

しかし末永も論じるように、例えば知的障害者の「見守り」は障害者総合支援法の中に、あるいは認知症患者の「見守り」は介護保険法の中に、それぞれサービスとして明確に位置づけられてはいない。

- 19) このように、具体的なタスクを担っているように見えないが、人びとが担っている重要なケアワークのあり方は、近年の日本国内の社会学的研究でも、重要な論点となっている。上野千鶴子 (2011a) の「ケア責任」を巡る議論、あるいは平山亮 (2017) によるケアの「タスク」と「マネジメント」の議論を参照。本稿で注目したケアのあり方は、平山のいうマネジメント (の困難) に相当するだろう。

- 20) ここで主張したいのは、ケアのために研究手法を変えることが絶対にマイナスだ、ということではない。実際、育児や介護のために研究手法を変えた C も E も、新しいやり方で順調に業績を挙げている (E など、その変更後の業績が評価され、専任教員の職を得た)。私たちはそれぞれ、様々な制約や条件の下で研究を進めており、その変化の過程は簡単に良い／悪いと評価できるものではない。

ただし、二つのことに注意したい。まず、今回取り上げた事例では調査手法の変更が上手くいったが、それが全てのケースで上手くいくとは限らない、という点。さらに、上手くいった彼らにしても、その変更は明らかに個人に負担を課しているという点だ (改めて計量的なデータの扱いを学び直した E は、その典型だろう)。彼らは、研究手法の変更が失敗するリスクを取りながら、多大な努力をして、研究を継続している。

研究者コミュニティは、こうした負担に目を向けなければならないというのが、ここで主張したいことだ。業績を挙げられており、また評価されているという点をもって、彼らが負った研究上のリスクやケアの負担をなかったものとみなしては、良くないだろうと私は考えている。

この点は、樫田美雄主催の研究会にて、巽真理子から示唆を受けた (2018.2.7)。

- 21) さらに、企業勤務などを経て大学院に進学する場合、同い年の友達とも研究室の同期とも、抱える課題がズレてしまうという問題が指摘できる。これは、Fのケースが該当する。研究室の若い同期たちは親の介護負担など想像もできず、一方で同世代の友人たちの多くは研究とは無縁の生活を送っているからだ。この問題は、いわゆる社会人大学院生が増えていくのであれば、今後何度も繰り返されうる。
- 22) 武川正吾（2013）は、「研究の発展・進歩という組織目標」を達成するために、学会組織がどのような役割を果たしているか、フォーマルなものインフォーマルなものを詳細に論じている。ただしその中には、本稿で検討したような研究者の生活課題の支援は含まれていない。しかし、本稿で取り上げたケアの問題に取り組まなければ、育児や介護などにあたる様ざまな世代の「研究の発展・進歩」が滞り、最終的には「組織目標」自体が揺らぐのではないかと、強く危惧している。
- 23) 例えば、保育所利用申請に関して、ある市区町村で「話になりません」と言われたCDの場合も、同じ状況を（引っ越しを検討していた）別の市区町村で説明したところ、「こうした書類（参考資料）が揃えられれば大丈夫ではないか」と、とにかく申し込むことを勧められたという。市区町村によっても対応が異なりうるので、その点でも「こうすれば良い」とは言いにくいのだ。
- 24) 「学会によるケース集の作成」というアイデアは、第89回日本社会学会大会（2016年開催）での、秋谷直矩の報告より着想を得た。秋谷は、私がコーディネーターを務めたテーマセッション「フィールドワーカーとリスク」において、「フィールドワーカーと研究倫理——質的調査に関する倫理審査と倫理綱領の検討を通して」のタイトルで報告した。この中で彼は、研究者がフィールドで直面した様ざまな問題と、それへの対応について、何らかのケース集を学会として作成すべきではないかと提案した。
- 25) 現在も、複数の社会学系の学会大会で、託児サービスが提供されている。私の周囲にもこうしたサービスを利用した人は多く、その意義は大きい。
- ただ一方で、託児サービスにも限界がある。学会大会で託児サービスを利用できるのは、育児中の研究者の内、子どもを大会会場まで移動させることができる人に限られる。子どもが長距離の移動を苦手とする場合など、移動や宿泊の負担が（親子の誰かにとって）大きすぎる場合、子どもを会場に連れてくることは断念される。実際、私も託児サービスを利用したことはなく、大会期間中の育児を全て、妻や他の家族に任せることで、何とか参加できている。しかし、そうした分業が困難な場合には、大会への参加そのものが断念されるだろう。

また、例えば親の介護など、子ども以外のケアを抱えている研究者にとって、そうしたケアを代替するシステムは、大会会場に用意されていない。

以上の点からも、学会大会への参加のあり方そのものに多様性を認めることが、極めて重要だと考えている。

26) この点は、研究会において、檜田美雄から指摘を受けた（2018.2.7）。

文献

江原由美子, 2016, 「社会学を基盤にした新しい専門職？」『理論と方法』31(2): 318-321.

Fineman, Martha., 1995, *The Neutered Mother, The Sexual Family, And Other Twentieth Century Tragedies*, Psychology Press. (=上野千鶴子監訳, 速水葉子・穂田信子訳, 2003, 『家族、積みすぎた方舟——ポスト平等主義のフェミニズム法理論, 学陽書房』.)

Garfinkel, Harold., 1967, *Studies in Ethnomethodology*, Polity.

平山亮, 2017, 『介護する息子たち——男性性の死角とケアのジェンダー分析』, 勁草書房.

檜田美雄, 2017, 「論文投稿支援ワークショップ（2016年10月16日）実施報告——アウトプットとしての『論文投稿支援WS（誌上版）』」『保健医療社会学論集』27(2): 96-98.

木下衆・緑山清, 2013, 「ケースを記録する——強調する, 省略する, 共有する」中河伸俊・赤川学（編）『方法としての構築主義』, 勁草書房: 94-112.

齋藤圭介, 2012, 「データからみる『社会学評論』」日本社会学会編集委員会編『「社会学評論」編集委員会報告書』: 5-25.

渋谷望, 2003, 『魂の労働——ネオリベラリズムの権力論』, 青土社.

末永弘, 2012, 「『見守り』という介護」寺本晃久・岡部耕典・末永弘・岩橋誠治『良い支援?——知的障害/自閉の人たちの自立生活と支援 第2版』, 生活書院: 266-281.

武川正吾, 2013, 「学会とは何か」平岡公一・武川正吾・山田昌弘・黒田浩一郎（監修）『研究道——学的探究の道案内』, 東信堂: 248-261.

上野千鶴子, 2011a, 『ケアの社会学——当事者主権の福祉社会学』, 太田出版.

上野千鶴子, 2011b, 『不惑のフェミニズム』, 岩波現代文庫.

【編集後記】

『現象と秩序』第8号をお届けします。巻頭の特集「社会学を基盤にした（ソーシャルワーク系）新専門職の可能性」は、第4号掲載の小特集「専門職教育における社会学」の発展企画であり、いずれも、社会学とは何か、という探究の成果であるといえるでしょう。江原論文は、社会変革に志向したソーシャルワークと社会学が協働できる可能性を示唆してくれています。巽論文はその路線が「大学職員の研究者化」のなかで可能となる道筋を示し、木下論文は、社会学系の各学会が若手研究者問題を真剣に考えることが、社会学変革と社会変革の同時達成に道を開くのだ、と主張しているとも読めます。実践的には、いずれもそのとおり、という気がします。もうひとレベル、メタの視点に立とうとするときには、内田隆三の見立てが参考になるでしょう。内田は、「社会学は何かある対象について研究しながら、同時にそういう研究をする自分自身の正当性を問題にし、自己言及をはじめめる・・・(中略)・・・それは社会学が自分で自分を根拠づけようとして、結局、自分を宙吊りにしていく過程」である（『社会学を学ぶ』25頁）と2005年に書きました。根拠付けようとするのが、どうじに、根拠付けの困難を確認する作業にもなる、という見立てを述べてくれていたわけです。それが分かっている、なおも、社会学の根拠付けを志向しつづけるべきか、が21世紀の今、問われているようにも思われます。社会に対して実践的であろうとすればするほど、実践的に関わることが困難であるような存在としての社会というものが見えてきてしまうのが、社会学と社会の関係なのかもしれません。なるべく冷静に、複眼的に考えていきたいと思っています。

付記：本号の特集の関連企画として、第16回日本福祉社会学会大会(2018年6月16日～17日、中京大学)内で、テーマセッション「福祉専門職と社会学」が開催されます。また、松浦智恵美氏の雑誌評論文に関連して、『新社会学研究』合評会 in 東京が6月9日に武蔵大学構内(1号館B1階1001教室=予定=)で開催されます。(Y.K.)

『現象と秩序』編集委員会(2017年度)

編集委員：榎田美雄(神戸市看護大学)、中塚朋子(就実大学)、堀田裕子(愛知学泉大学)

編集幹事：平田菜津子(神戸市外国語大学)

編集協力・印刷協力：村中淑子(桃山学院大学)

『現象と秩序』第8号 2018年 3月31日発行

発行所 〒651-2103 神戸市西区学園西町 3-4

神戸市看護大学 榎田研究室内 現象と秩序企画編集室

電話・FAX) 078-794-8074 (榎田研), e-mail: kashida.yoshio@nifty.ne.jp

PRINT ISSN : 2188-9848

ONLINE ISSN : 2188-9856

<http://kashida-yoshio.com/gensho/gensho.html>